

## 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【骨子案】

第4期障がい福祉計画	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（主なポイント／◎新規・強化）	
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 1 計画策定の背景と目的 2 主要な障がい者関連法律の制定・改正の動き 3 計画の対象 4 計画の位置づけ 5 計画の期間 6 計画の策定体制	<b>第1章 計画の策定に当たって</b> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置付け 3 計画の対象 3 計画期間 4 策定体制 5. 国の基本指針の見直しの主なポイント	○計画の対象：難病の拡大、発達障がいの支援の一層の充実 障がい児に対する切れ目のない支援 ○計画の位置付け：関連計画：障がい者計画、子ども子育て支援事業計画、介護保険事業計画等） ○国の基本指針の見直しの主なポイント（※前回報済み）
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く現状</b> 1. 障がいのある人の状況（身体、知的、精神） 2. 障がいのある人の福祉に関するニーズ	<b>第2章 障がいのある人の状況</b> 1. 手帳所持者数 2. アンケート調査結果の概要 3. 第4期計画の評価	○アンケート調査結果の概要（※別紙資料） ○第4期計画の評価（※前回報告済み）
<b>第3章 成果目標</b> 1 計画の基本的な方針 2 成果目標の設定	<b>第3章 障がい福祉計画（第5期）</b> 1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	○必要な訪問系サービスを保障 ○希望する日中活動系サービスを保障 ○グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備 ○福祉施設から一般就労への移行等を推進
	2. 平成32年度の成果目標	◎精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◎地域生活支援拠点等の整備
<b>第4章 活動指標</b> 1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系 2 障がい福祉サービスの利用見込量と確保方策 (1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 児童福祉法に基づく支援サービス (5) 相談支援 3 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策 (1) 必須事業 (2) 任意事業	3. 障がい福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策 4. 地域生活支援事業の実施に関する事項	◎新たなサービス（自立生活援助、就労定着支援） ・第4期計画と同様にサービスごとに見込量（利用者数、時間）を設定 ○自立支援協議会の機能強化
	<b>第4章 障がい児福祉計画（第1期）</b> 1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	←第4期計画でも障がい児は計画の対象であったが、法改正にともない、支援の強化とあわせて、個別の計画となった。ただし、一体計画。 ○ライフステージに応じた切れ目のない支援 ○保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携
	2. 平成32年度の成果目標	○児童発達支援等の提供体制の整備等 ○医療的ニーズへの対応
	3. 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策	◎新たなサービス（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター）
	<b>第5章 計画の推進と進行管理</b>	<b>第5章 計画の推進と進行管理</b>
資料編	資料編	